

公益社団法人 宮城県青果物価格安定相互補償協会

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 この協会は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この協会は、宮城県内で生産される主要青果物について、組織的計画生産及び共同出荷を推進するとともに、生産意欲の向上と生産の安定的拡大を図るための事業を行い、県産青果物の安定供給による国民消費生活の安定と本県の地域経済を支える農業の持続的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青果物等の価格補償と安定供給事業を行うために必要な補償準備金等の造成及び補給金等の交付に関する業務
 - (2) 前号の事業に附帯する業務
 - (3) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この協会は、次の各号に掲げる者を会員として、この協会の事業に賛同して入会した者をもって構成し、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 宮城県内の農業協同組合及び全国農業協同組合連合会宮城県本部
- (2) 宮城県
- (3) 宮城県内の市町村
- (4) その他協会の目的に賛同する者

(加入)

第6条 この協会の会員になろうとする者は、加入申込書に別に定める規定による書類を添付して協会に提出し、理事会において承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の承認をしたとき、その旨を当該申込みした者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 この協会の事業活動に関わる経費の負担については、別に定めるものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、6ヶ月前までに協会に理事会において定めた退会届を提出することにより、事業年度の終わりにおいて退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき、総会の決議を経て当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 協会の業務を妨げ又は協会の信用を失わせる行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 協会は、除名の決議があったとき、その理由を明らかにした書面をもってその会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に掲げる資格を喪失したとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散したとき
- (4) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任

- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分
- (8) その他理事会で必要と認めた事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した会員の代表者の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決決議)

第18条 会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 書面をもって議決権を行使しようとする会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面に賛否を記入して、これに記名押印のうえ協会に提出しなければならない。
- 3 議決権の行使の委任を受けた代理人は、代理人権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した会員の中から総会で選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上 11名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、会員の役職員（地方公共団体にあってはその長、法人にあっては業務を執行する役職員、又はそれぞれの補助機関たる職員）及び法人組織を代表する者並びに園芸に関する学識経験者のうちから総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第27条 この協会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事又は監事から、会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、会長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長が行う。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、各理事がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 基本財産は、この協会の目的である事業を行うために不可欠なものとして総会で定めた財産とする。

2 前項の財産は、この協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第38条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始前に会長が作成し、その事業年度開始の日の前日までに理事会の承認を経て、行政庁へ届け出なければならない。

2 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を経て、行政庁に届け出なければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の

閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 青果物価格安定制度審議会及び参与

(青果物価格安定制度審議会)

第42条 この協会に青果物価格安定制度審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

- 2 審議会の委員は、青果物に関する学識経験を有する者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 審議会は、会長の諮問に応じて、協会の業務運営上重要な事項について審議する。
- 4 審議会の運営については、別に定める規定による。

(参与)

第43条 この協会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、青果物等に関する学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 参与は、協会の業務処理に関する会長の諮問に対し意見を述べる。
- 4 参与の職務等に関し必要な事項については、別に定める規定による。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に
あたる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この協会は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に
あたる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（そ
の権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目
的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ
月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）
第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17
号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に
定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法
人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める
公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この協会の登記の日に就任する理事及び監事は次のとおりとする。

- (1) 理事 竹中莞爾、岩佐國男、小島俊夫、伊藤拓哉、村上英人、菊地利裕、舟山健一、菅
原悦郎、小野寺裕幸、松川孝行
- (2) 監事 大坪輝夫、菊地正、渡邊哲哉

- 3 この協会の最初の代表理事（会長）は竹中莞爾、最初の副会長は岩佐國男とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款は、平成28年6月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。